

# 細則

## 第 1 条（事務手数料、会費、利用料金等）

オレンジセオリーフィットネス三鷹(以下「本クラブ」)の定める規約の第 7 条・第 8 条・第 9 条に定める入会登録料、会費、利用料は別に定めるものとします。

## 第 2 条（営業時間）

本クラブの営業時間は、1 本目のクラス開始30分前から、最終クラス終了30分後までとします。

## 第 3 条（クラス予約）

本クラブは、利用に際し予約を要します。予約サイトまたはアプリから、希望時間帯の指定をするものとします。

1 クラスの入れ替え制とします。

## 第 4 条（休館日）

- ① 本クラブは施設の点検、補修ならびに改造等施設の管理運営上やむを得ない場合は、別途施設内に掲示または通知した上、臨時にメンテナンス日を設け、または利用制限できるものとします。
- ② 年末年始、夏季等の季節メンテナンス日については、別途掲示または告知するものとします。
- ③ メンテナンス日の増加、変更、臨時メンテナンス日を設定する場合、本クラブは会員に対する補償を要しないものとします。
- ④ 前各項の場合、会員は本クラブに対し、異議申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

## 第 5 条（ビジター料金）

規約第 16 条のビジター利用料金は別に定めるものとします。

## 第 6 条（施設利用の範囲）

会員並びにビジターは、本クラブ内全施設を利用することができるものとします。ただし、施設によっては会員に予約を求めるほか、その利用時間を制限することがあるものとします。

## 第 7 条（届け出）

- ① 会員は休会、ならびに会員種別を変更する場合は、その希望月の前月 10 日（当日が休館日の時は前営業日）までにレセプションにて、会社所定の届出書を提出するものとします。
- ② 会員は退会をする場合は、その希望月の 10 日(当日が休館日の時は前営業日)までにレセプションにて、会社所定の届出書を提出するものとします。
- ③ 会員種別変更の場合、会員は別途定める手数料を支払うものとします。

## 第 8 条（細則の改定ならびに効力）

本クラブは社会経済状況の変化に対応するため、入会条件、利用条件等を変更する必要がある場合は、随時本細則を改訂することができるものとし、その効力は全てに及ぶものとします。この場合会員は、細則の改定に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

## 第 9 条(施行)

本細則は 2020 年 2 月 14 日より施行いたします。

